

# 名古屋市農業委員会 令和3年第1回総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年1月25日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後2時35分  
2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室  
3 農業委員出欠

定数	16人	在任数	16人
定足数	9人	出席数	10人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、  
中川農政課長、港農政課長

- 6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第1号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第2号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第4号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第6号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

(3) 議題

①意見書の作成について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(5) その他

(6) 閉会

## 令和3年第1回総会 委員出欠状況

出席農業委員（10名）

1番	小  畠  盛  夫  委員		
3番	原  田  晴  充  委員	4番	近  藤  正  俊  委員
		6番	石  田  正  彦  委員
7番	川  本  美  幸  委員		
9番	布  目  巳  佐  子  委員	10番	二  村  利  久  委員
		12番	岩  田  公  雄  委員
13番	清  水  久  一  委員		
		16番	横  井  庸  一  郎  委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

		18番	山  口  儀  明  委員
19番	若  松  邦  義  委員	20番	木  村  幸  廣  委員
23番	安  井  正  敏  委員		
		26番	竹  川  孝  司  委員
		28番	安  井  秀  樹  委員

令和3年第1回総会（令和3年1月25日）

開会（午後2時00分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和3年第1回総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまより、令和3年第1回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第1号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」から、第6号議案「土地改良事業参加資格交替申出の承認について」までの6議案の審議を行います。また、議題を1件、報告事項を1件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は16人中10人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は12人中6人のご出席でございます。</p> <p>次に、本日の議事録署名者は、氏名の50音順により、原田晴充委員及び二村利久委員の両委員にお願いいたします。</p>

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第1号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号1-15について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農  
政課長

受付番号1-15の農地について、担当委員さんと事務局職員で、1月6日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号1-15 願い出の農地の、天白区島田四丁目の1筆は、耕起されており、耕作準備中。

同1筆には、ニンジンや大根などが栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-12 から 2-16 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山  
農政課長

受付番号 2-12 から 2-16 の農地について、1 月 6 日、7 日の両日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

2-12 は畑で、梅、柿が作付けされ、申請者の母がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。

2-13 は畑で、ミカン、梅が作付けされ、申請者の夫がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

2-14 は、2 筆とも畑で、ミカン、小松菜、ネギ等が作付けされ、申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

2-15 は田で、水稻収穫済であり、申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。

2-16 は畑で、ネギ、えんどう、ミカン等が作付けされ、申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-2 及び 4-3 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-2 及び 4-3 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、1月6日と7日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-2 の、証明願い出のありました港区宝神五丁目の1筆は畑で、イチジクが作付けされており、お亡くなりになるまでは、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

また、受付番号 4-3 の、証明願い出に係る生産緑地の現況につきましては、茶屋新田土地区画整理事業の事業地で、仮換地されていますが、使用収益の開始直後で、休耕中の状況でした。

以上、調査の結果、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、なんら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第1号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第1号議案の案件は証明することといたします。

次に、第2号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-40 及び 1-41 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農  
政課長

受付番号 1-40 及び 1-41 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、1月6日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-40、天白区梅が丘一丁目の1筆には、ミカン、ニンジン、大根などが、同1筆には、ミカン、水菜、タマネギなどが栽培され、鴻の巣一丁目の1筆には、ミカンが、同1筆には、タマネギ、えんどう、キャベツなどが栽培されていました。

受付番号 1-41、緑区八つ松一丁目の3筆は、ブドウ畑として管理され、同2筆には、ミカン、柿、レモンなどが栽培されていました。

いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-28 から 2-30 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山  
農政課長

受付番号 2-28 から 2-30 の農地について、1月7日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

2-28 は田で、水稻収穫済でした。

2-29 は2筆とも畑で、ネギ、大根、ニンジン等が作付けされていました。

2-30 は守山区大谷町の1筆が田で水稻収穫済み、他は畑で、大谷町の1筆には、ネギ、大根、白菜等が、野萩町の2筆には

ブロッコリー、にんにく、小松菜等が作付けされていきました。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-34 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-34 の農地について、担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果を報告します。

受付番号 3-34 の田は、耕作準備中であり、良好に管理されていきました。

証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-30 から 4-33 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-30 から 4-33 の農地につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、1月6日と7日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-30 の 2 筆、4-31 の 2 筆のうち 1 筆及び 4-32 の 2 筆のうち 1 筆は、畑で、それぞれ作付けされ良好に管理されておりました。

また、受付番号 4-31 の 2 筆のうち 1 筆、4-32 の 2 筆のうち 1 筆及び 4-33 の 4 筆は、田で、水稻収穫後で良好に管理されておりました。

以上のことから、引き続き農業経営されていることを確認しました。

調査の結果、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 2 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 2 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 3 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-2 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-2 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、1 月 6 日に調査した結果を報告します。

本件申請は、「相続税の納税猶予の適用」を受けようとする願出者が、納税猶予の適用を希望する港区西茶屋四丁目始め 3 筆の農地について、租税特別措置法施行令の定める基準を満たす適格者である事につき、証明を願い出たものです。

申請地は、田で、水稻収穫後の状況であり、いずれも農地と

して良好に管理されておりました。

また、願出者は、被相続人が亡くなられた後、当該農地を自ら経営しており、今後も引き続き農業経営を行う見込みであることにつきましても確認しております。

以上、調査の結果、適格者として問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）      ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 3 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員                異議なし。

議長（会長）      ご異議なしと認め、第 3 号議案の案件は証明いたします。

次に、第 4 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。

この議案について審議するのは現在の体制となって初めてでございますので、概要をご説明いたします。

この利用状況確認は、旧の納税猶予制度に基づく議案となります。

具体的に申し上げますと、平成 21 年の租税特別措置法改正前は、市街化調整区域内の農地については、相続から 20 年間、営農を継続すれば、相続税の納税が免除されることとなっております。

本議案は、納税猶予の開始から 20 年が経過した農地について、税務署長からの求めに応じて、その状況を農業委員会として確認するものです。

審議のポイントは、「納税猶予の適用を受けている者が、確認の対象となる農地を自ら耕作していたと認められること」でございます。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-2 及び 4-3 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-2 及び 4-3 につきまして、1 月 6 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、受付番号 4-2 の所有者及び、受付番号 4-3 の所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

受付番号 4-2 の 7 筆のうち 3 筆及び受付番号 4-3 の 1 筆は、畑で、それぞれ作付けされ良好に管理されておりました。

また、受付番号 4-2 の 7 筆のうち 4 筆は、田で、水稻収穫後で良好に管理されておりました。

また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らが農地として管理されてきたことを確認しました。

以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意

見はございますか。

特にないようです。それでは、第 4 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 4 号議案の案件は、証明することといたします。

次に、第 5 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。

審議のポイントとして、配付資料①をお配りしていますので、合わせてご覧ください。

それでは、10 ページの農用地利用集積計画案の第 12 号について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

令和 2 年度第 12 号の農地利用集積計画につきまして、1 月 6 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、借受人が、農地の使用貸借権を設定したいと申し出されたものです。

申し出の農地は、港区西蟹田の 1 筆で、地目は畑で面積は 120 平米であり、ネギ、大根、ブロッコリーが作付けされました。

借受人は、所有者に対し、申請地の借り受け継続の希望をさ

れ、双方の合意が得られたので、今回の申請にいたったものです。

借受人は、申し出の農地を効率的に利用する、意欲ある者と思われます。利用権の設定がされたあとも、継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第5号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。9ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第18条第3項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第5号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第5号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第6号議案、土地改良事業参加資格交替申出の承認について審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

農政係長

本件は、令和2年8月に追加募集いたしました南陽地区の農地中間管理事業に関するものでございます。

お手元の配付資料②と記載された資料をご覧ください。

土地改良法においては、土地改良事業の参加資格が原則農地の所有者で、耕作している者でございますが、利用権設定に伴いまして、参加資格が耕作者に移行いたします。そのため本件におきましても、農地所有者から耕作者に移行することになります。

裏面をご覧ください。

南陽地区におきましては、参加資格を所有者に残すことということで、所有者及び耕作者の双方で合意されております。そこで本件は、土地改良法第3条第1項第2号の規定に基づきまして、所有者、耕作者の申し出により農業委員会で承認することで参加資格を耕作者から所有者に交替する、すなわち所有者に参加資格を戻すというものでございます。

議案書の16ページから17ページをご覧ください。

本年度におきましては、19名、32筆、28,050平米の申し出

がなされました。いずれも先ほどご説明したとおり、双方合意によるものでございますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上でございます。

議長（会長）

ただいま、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問等ございますか。

特になさいます。それでは、15 ページにございます議決の案を読み上げます。

土地改良事業参加資格交替申出の承認について  
別記の土地に係る土地改良事業への参加資格の交替については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定により承認する。

理由としましては、耕作者に替えて当該土地の所有者が土地改良事業に参加することが、当該事業の円滑な推進及び土地改良区の適切な管理運営の上で妥当と認められるため、です。

それでは、第 6 号議案については、この案のとおり承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 6 号議案につきましては、案のとおり承認することといたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、議題に移ります。議題 1 「意見書の作成について」でございます。

右肩に議題 1 とあります、意見書の作成について（案）という資料をご覧ください。

前回の総会において、今年度提出した意見書に対する対応状況の報告がありました。

その報告を受けまして、12月の拡大運営委員会において、検証した結果及び今後の意見書の作成方法について説明します。

それでは、事務局、よろしく申し上げます。

それでは説明させていただきます。

まず、「令和3年度名古屋市農業施策等に関する意見 検証資料」というホチキス留めされている資料があると思いますので、そちらをご覧ください。

今年度提出した意見書につきまして、関係部署から回答をいただいたものについては、二重線の四角の中に記載、拡大運営委員会で検証した結果につきましては、下の太線の黒四角のところに記載させていただいております。

この検証結果を踏まえまして、今後も改善を必要とする制度や施策などがあるということから、令和4年度の関係各所にも予算編成過程において引き続き意見する必要があるということで拡大運営委員会で決定されました。

資料に戻りまして、意見書の作成について（案）をご覧ください。

1にございますとおり、作成方針といたしましては、(1) 令和3年度名古屋市農業施策等に関する意見書の検証を実施し、その結果を踏まえたうえで、新たな追加意見を加え、令和4年度の意見書を作成する。(2) 新たな追加意見は、制度や施策の

農政係長

改善に対する意見とする。(3) 意見書の意見項目は、必要なものに絞り込み概ね10項目以内とする、という方針が決定いたしました。

次に2にいきまして、意見書作成の流れでございますけれども、(1) 追加意見の募集につきましては、1月から2月に行いまして、制度や施策の改善に対する追加意見を全委員から募集するというように決定しております。

(2) にいきまして、その後3月から5月にかけて意見書の素案をまとめさせていただきまして、案を作成いたします。決定いたしましたら、意見書の案は拡大運営委員会で最終確認させていただきます。

(3) にいきまして、5月から7月を予定しておりますけれども、総会で意見書の案を諮りまして、最終決定させていただこうかと思っております。決定した意見書につきましては、7月10日頃を考えておりますけれども、名古屋市長に提出したうえ関係各所に提出する予定でございます。委員の方々につきましては、先ほどホチキス留めさせていただいております検証結果をお持ち帰りいただきまして、ご一読のうえ、追加意見等ございましたらご提出いただきますようよろしくお願いいたします。提出期限につきましては、2の(1)にあるとおり、2月22日月曜日までに、地区農政課または農政課にご提出いただきますようよろしくお願いいたします。提出していただきました意見は、今後3月から5月にかけて、拡大運営委員会でご議論いただきます。その結果を踏まえて最終案を作らせていただきますので、より多くのご意見をお待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。

以上、意見書の作成につきまして、説明いたしました。何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、議題1については、案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、議題1については、案のとおり決定いたします。

続きまして、報告に移ります。

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和2年12月1日から令和3年1月4日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから12ページにかけてまして、農地法第3条の3の規定による届出が31件

続いて、13ページから24ページにかけてまして、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出が34件

続いて、25ページから55ページにかけてまして、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが93件

続いて、56ページから59ページにかけてまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち賃借権設定に係るものが8件

続いて、60 ページですが、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 2 件

続いて、61 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 1 件

続いて、62 ページですが、現況証明願が 1 件

続いて、63 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 1 件

続いて、64 ページですが、農地の競売・公売に関する買受適格者証明が 5 件

続いて、65 ページですが、転用届出に係る訂正願が 2 件

続いて、66 ページですが、農地の時効取得に関する通知が 1 件

続いて、67 ページですが、転用許可に係る取下願が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。

よろしいですか。では事務局から何かありますか。

主査

本日より、特定生産緑地指定申出の受付開始です。1992 年

の生産緑地については 2 回目、1993 年の生産緑地については 1 回目の指定申出の受付が本日より 4 月 9 日まで、4 地区農政課を窓口として始まります。特定生産緑地にご指定いただくことが農地の保全、そして農地利用最適化の推進につながるものとなりますので、委員の皆様にもありましては周囲の農業者さんへのお声がけ等、ご協力をいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。また今後、現地調査等につきましても大変お手数ではありますが、ご協力のほど何卒お願いいたします。

農政係長

連絡事項がございまして、皆様にはすでに書面で郵送させていただいておりますけれども、新型コロナウイルス感染拡大により、今後の予定がいくつか中止になりましたので、改めてお知らせいたします。

まず、2 月 10 日水曜日に予定しておりました、農業者さんとの意見交換及び研修ですけれども、こちらにつきましては中止とさせていただいております。次に、2 月 10 日水曜日の農業委員会だよりの編集委員会も中止とさせていただいております。ただし、農業委員会だよりの発行する予定でございますので、委員の方々には原稿の作成をお願いする予定でございます。原稿作成の詳細につきましては、改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

その他、何かありますでしょうか。

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和 3 年第 1 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後 2 時 35 分）